

【公報種別】特許法第 17 条の 2 の規定による補正の掲載
 【部門区分】第 1 部門第 2 区分
 【発行日】令和 2 年 4 月 2 日 (2020.4.2)

【公開番号】特開 2018-149177 (P2018-149177A)
 【公開日】平成 30 年 9 月 27 日 (2018.9.27)
 【年通号数】公開・登録公報 2018-037
 【出願番号】特願 2017-48786 (P2017-48786)
 【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【 F I 】

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和 2 年 2 月 12 日 (2020.2.12)

【手続補正 1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

複数の入球口を設けると共に遊技釘を植設した遊技盤を備える弾球遊技機であって、
 前記遊技盤に対する前記遊技釘の位置を示す目印及び前記複数の入球口の少なくとも 1
 の入球口の輪郭を表した板状の検査器具を通して前記遊技盤を見た場合に、前記検査器具
 上に表された 1 の入球口の輪郭と重なるよう遊技盤上の前記 1 の入球口を位置決め手段と
 して機能させるよう、前記遊技盤上の 1 の入球口の輪郭を明確にしたことを特徴とする弾
球遊技機。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の弾球遊技機であって、

前記検査器具の前記目印は、前記遊技釘の頭部の位置及び前記植設の位置とする、こと
を特徴とする弾球遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【 0 0 0 7 】

本明細書に開示する一形態における弾球遊技機は、請求項 1 に記載するように、複数の
 入球口（入賞口）を設けると共に遊技釘を植設した遊技盤を備える弾球遊技機であって、
 前記遊技盤に対する前記遊技釘の位置を示す目印及び前記複数の入球口の少なくとも 1
 の入球口の輪郭を表した板状の検査器具を通して前記遊技盤を見た場合に、前記検査器具
 上に表された 1 の入球口の輪郭と重なるよう遊技盤上の前記 1 の入球口を位置決め手段と
 して機能させるよう、前記遊技盤上の 1 の入球口の輪郭を明確にしたことを特徴とする。

この弾球遊技機によれば、遊技盤上の 1 の入球口と検査器具上に表された 1 の入球口の
 輪郭とが重なるよう位置決めすれば、検査器具を通して遊技盤を見た場合に検査器具上の
 目印と遊技盤上の遊技釘の位置とを比較することにより、遊技釘の状態を容易に検査でき
 る。前記検査器具上に輪郭が表された 1 の入球口に対応する遊技盤面上の 1 の入球口が、
 位置決め手段として機能（作用）する。

遊技盤上の 1 の入球口の輪郭が明確なので、位置決めが容易である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

前記検査器具の目印は、遊技釘の頭部の位置及び植設の位置としても良い。これが請求項2に記載の弾球遊技機である。

請求項2に記載の弾球遊技機は、遊技釘の状態を容易に検査できる。

なお、検査器具の目印の遊技釘の頭部の位置及び植設の位置は、一部の遊技釘の位置を示しても良い。また、検査器具は、透明な板状の樹脂が好ましいが、これに限定されない。また、検査器具の大きさは、遊技盤面全体を覆う大きさでも良く、遊技盤面の一部に用いられる大きさでも良い。